

江田島市学校規模適正化検討委員会設置要綱

令和7年3月17日

(目的及び設置)

第1条 少子化の進展に伴い、今後、児童生徒が更に減少していく中で、望ましい学校教育環境を整えていくためには、将来を見据えた江田島市立学校の適正配置・適正規模について検討する必要があるため、江田島市学校規模適正化検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 今後を見据えた江田島市の学校の在り方の検討
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、20人以内とする。

2 委員は次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者代表
- (3) 学校関係者
- (4) 自治組織代表
- (5) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和9年3月31日までとする。

(委員会)

第5条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

2 会議は、委員の半数が出席しなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、江田島市教育委員会教育部学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。